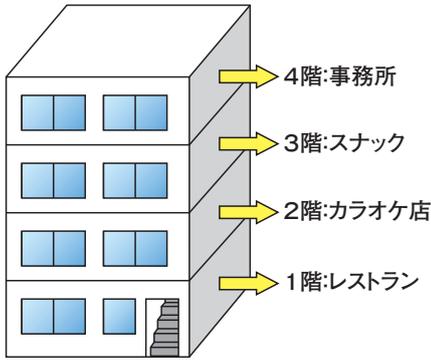




消防本部からのお知らせ

消防法令の一部改正について

雑居ビル火災による死傷者の発生や、東日本大震災の揺れにより高層ビル等で人的・物的被害が発生したことを踏まえ、雑居ビル及び高層ビル等における防火・防災管理体制の強化を図るため、消防法が一部改正されました。



管理権原が分かれているもので、
○特定防火対象物※地上3階以上、かつ、収容人員が30人以上のもの。ただし、社会福祉施設などの用途を含む場合、収容人員が10人以上のもの。
○非特定防火対象物(複合用途)※事務所、共同住宅などが混在する複合用途防火対象物で地上5階以上、かつ、収容人員が50人以上のもの。

統括防火管理者の選任・届出が必要な建物(例)

図のような建物(雑居ビル等)の場合、「統括防火管理者」の選任・届出が義務づけられます。

この消防法の一部改正に伴い、統括防火・防災管理制度の対象となる建物(現行の共同防火・防災管理制度が対象となる建物)に、今後新たに「統括防火・防災管理者選任届出」、「全体についての消防計画作成届出」が必要となります。

統括防火・防災管理制度に係る各種届出について

① 統括防火管理者選任(解任)届出書

各管理権原者は、統括防火管理者を建物全体の協議によって選任し、新たに定められた統括防火管理者選任(解任)届出書(消防法施行規則別記様式第1号の2の2の2)を平成26年4月1日までに消防まで届出する必要があります。

※すでに、共同防火管理協議事項を届出している建物についても、今回定められた新しい様式で届出をする必要があります。

② 全体についての消防計画作成(変更)届出書

建物全体についての消防計画を作成し、施行日(平成26年4月1日)以後、速やかに、新たに定められた全体の消防計画作成届出書(消防法施行規則別記様式第1号の2の2の2)により、消防への届出が必要となります。

ただし、全体についての消防計画を、施行日前に事前に届け出が可能です。消防本部予防課まで、お問い合わせください。

※すでに、共同防火管理協議事項及び建物全体の消防計画を作成し、消防へ届出している場合でも、新たにこの届出書が必要となるほか、今回の法改正を踏まえ、消防計画の内容の追加や変更が一部必要となる場合があります。

※全体についての防災管理に係る消防計画の届出も同様の手続きとなります。

【お問い合わせ】

消防本部 予防課 調査係

☎975-2119

消防本部 予防課
警防課

調査係 ☎975-2119
救急係 ☎975-2006

普通救命講習会Ⅲ(新生児・乳児・小児)の定期講習会について

うるま市消防本部では、こどもに対する応急手当講習会を定期的に行います。

不慮の事故に備え、応急処置に対する正しい知識と技術を学びましょう。

【とき】毎月第4水曜日 午後2時～午後5時まで(団体受講者は希望日)

【ところ】うるま市消防本部中会議室

【対象】うるま市内在住または勤務者【定員】15名(無料)

【申込方法】最寄りの消防署へ電話問い合わせください

○具志川消防署 ☎975-2001

○石川消防署 ☎965-0831

○与勝消防署 ☎978-3283

○平安座出張所 ☎977-8999

